

**長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する方針**

令和5年3月15日

 **長崎県教育委員会**

目 次

■はじめに	1
1 本方針策定の趣旨等	2
< I 学校部活動 >	5
1 適切な運営のための体制整備	5
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	5
(2) 指導・運営に係る体制の構築	6
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	8
(1) 適切な指導の実施	8
3 適切な休養日等の設定	11
(1) 休養日	11
(2) 活動時間	12
(3) 支援・指導、実施の徹底等	12
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	13
5 学校部活動の地域連携	14
< II 新たな地域クラブ活動 >	16
1 新たな地域クラブ活動の在り方	16
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	17
(1) 参加者	17
(2) 運営団体・実施主体	18
① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	18
② 関係者間の連携体制の構築等	19
(3) 指導者	19
① 指導者の質の保障	19
② 適切な指導の実施	21
③ 指導者の量の確保	22
④ 教師等の兼職兼業	22
(4) 活動内容	23
(5) 適切な休養日等の設定	24
① 休養日	25
② 活動時間	25
(6) 活動場所	26
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	27
(8) 保険の加入	28
3 学校との連携等	28
< III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 >	30
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	30
(1) 休日の活動の在り方等の検討	30
(2) 検討体制の整備	31
(3) 段階的な体制の整備	32
2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	33
3 地方公共団体における総合的・計画的な取組	34
< IV 大会等の在り方の見直し >	35
1 生徒の大会等の参加機会の確保	35
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	36
(1) 大会等への参加の引率	36
(2) 大会運営への従事	37
3 生徒の安全確保	38
4 県大会をはじめとする大会等の在り方	38
■終わりに	41

■はじめに

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、学校部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけでなく、責任感や連帯感の涵養に資するなど、生徒にとって多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかしながら、本県における近年の学校部活動は、少子化による部員不足や競技の専門性を有した教員の不足など様々な課題を抱えており、これらの課題は学校現場だけで解決することが難しくなっている。
- 今後、本県においても生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関して速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 令和4年12月27日にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動等に関する総合的なガイドライン」を示したことから、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年10月11日に策定した「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」及び令和元年8月23日に策定した「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を統合した上で、本県の方針を策定するものである。

1 本方針策定の趣旨等

(1) 本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、県の考え方を示すものである。

(2) 学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

また、学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

(3) 本方針のうち「I 学校部活動」については、公立中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校の中等部を含む。（以下「中学校」という。））の学校部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、本県の地域、学校、競技種目・分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程

との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

イ 生徒の発達段階に応じた適切な指導が重要であり、「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」を十分に踏まえ、本人の意欲の向上のためにも、競技種目や分野等の特性に応じた適切な休養日及び活動時間を設定する。

ウ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「令和型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで活力ある生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力を涵養するとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

エ 学校全体として、前記ア～ウによる学校部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

① 県立学校は、本方針に則り、持続可能な学校部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

② 市町教育委員会は、スポーツ庁・文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国の総合的なガイドライン」という。）に則るとともに、本方針を参考として、持続可能な学校部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

③ 県教育委員会は、市町教育委員会及び県立学校に対して、本方針に基づく学

校部活動改革の取組状況について、指導・助言を行う。

(4) 本方針のうち「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」については、公立中学校の生徒の活動を主な対象とし、国立の中学校においても学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

(5) 県教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁における今後の部活動改革の動向を踏まえ、本方針の見直しを行う。

I 学校部活動

学校部活動は、教育課程外の学校教育の一環としての活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものである。学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市町教育委員会は、「国の総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、市町立学校にあつては「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、県立学校にあつては本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。また、部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 県教育委員会及び市町教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針、活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員¹や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

その際、学校部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、部活動顧問が適切な学校部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 県教育委員会及び市町教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修

¹ 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用。平成29年4月1日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

等の取組を行う。

オ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針²」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 県教育委員会及び市町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の積極的な任用に努め、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

キ 校長は、部活動指導員が確保できない場合には、外部指導者を配置するなど指導体制の充実を図る。その際、校長の責任の下に確実に委嘱を行い、「学校の部活動に係る活動方針」等に基づいて指導が行われるよう周知し連携を図る。また、事故や怪我等の発生時の対応や外部指導者の保険への加入など適切な指導体制を図る。なお、学校部活動における外部指導者の大会引率等については、今後、国の制度や大会参加規程等の見直しを踏まえて、別途、県教育委員会及び市町教育委員会が定めることとする。

ク 県教育委員会及び市町教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒

²「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修³を行う。

ケ 県教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市町等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、県教育委員会が平成26年1月に作成した「運動部活動指導の手引き」及び中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」等を活用し、適切な指導を行う。県教育委員会及び市町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

³「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28ス庁第704号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

イ 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会が作成した「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」（令和４年７月２５日付け４教体第２０１号）に則った熱中症対策に努める。特に気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、環境省熱中症予防情報サイトの熱中症警戒アラートメール配信サービスに登録、リアルタイムに熱中症警戒アラートの情報を入手できるようにし、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。

ウ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会及び文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等が予定されている場合については、大会等や地域の行事、催し等の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、主催する広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、関係団体と連携し、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、マスクの着脱、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

エ 運動部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の発達段階や競技特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 文化部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

カ 学校部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員、外部指導者）は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁴も踏まえ、また、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう⁵、以下を基準とする。

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は学校部活動を実施しない日（ノー部活動デー⁶）と位置付けること。その際、土曜日及び日曜日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養を設定すること。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける

4 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とことが示されている。

5 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本方針では、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。

6 ノー部活動デーとは、学校で「全ての部活動が一斉に活動しない日」、休養日とは、各部が「活動をしない日」として設定した日をいう。

こと。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間を、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

イ 学校や地域、学校部活動の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにすること。

(3) 支援・指導、実施の徹底等

ア 市町教育委員会は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、「国の総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市町教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、生徒の部活動に対する意欲の向上にも配慮し、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一

定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境の整備に努める。

【例】運動部活動

- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・体力づくりを目的とした活動
- ・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等

【例】文化部活動

- ・体験教室などの活動
- ・レクリエーション的な活動
- ・障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
- ・生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等

イ 県教育委員会及び市町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるよう配慮することに努める。

5 学校部活動の地域連携

ア 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設ける。

イ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、中学校、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けることに努める。

ウ 公益財団法人長崎県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県教育委員会又は市町教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、県教育委員会又は市町教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、地域のスポーツ・文化芸術関係団体は、県教育委員会及び市町教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等の方針とする。県、市町及び関係スポーツ・文化芸術団体等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できることから取組を進めていくことが望ましい。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町は、地域の実情やニーズを把握し、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、県教育委員会が令和4年7月、令和4年10月に策定した「運動部活動地域移行推進計画」、「文化部活動地域移行推進計画」の地域移行モデル等、地域の実情に応じた各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体⁷が進めることが考えられる。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、県民の体力向上を図り健やかな生活を営む資質を養うこと、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、地域クラブへの加入を希望する全ての生徒を想定する。

⁷ 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

ア 市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団⁸、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など地域の実情に応じて多様なものが想定される。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定される。なお、市町が運営団体となることも想定される。

イ 県及び市町並びに県スポーツ協会、競技団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うこと。

【地域文化芸術団体等】

市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町が運営団体となることも想定される。

⁸ JSPO においては、令和4年4月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取組を検討している。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町は、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校部活動担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、地域指導者、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

（３）指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

また、競技団体・スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 県スポーツ協会は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）における、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指す制度設計に基づき、指導者資格取得の促進に取り組む。

また、加盟・準加盟団体に対し、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

ウ 一般社団法人長崎県障害者スポーツ協会及び関係スポーツ団体等は、障害者スポーツ指導資格取得の促進、研修会等への参加を推進する。

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ 競技団体・スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、日本スポーツ協会等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。県や市町などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度

な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県及び市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。

ウ 文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止及び安全管理を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントを根絶する。県及び市町は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I 2（1）に準じ、生徒及び保護者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、学校と連携し、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）アの指導手引を活用して、指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教職員、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、広域的な指導者の発掘・把握に努め、地域クラブ活動に協力可能な指導者の情報を市町へ紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。市町が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意すること。

ウ 県、市町及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制整備に努める。

エ 県、市町、県スポーツ協会及び競技団体・スポーツ団体、文化芸術団体等は、指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し、インターネットを通じて受講できるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。

④ 教師等の兼職兼業

ア 県教育委員会及び市町教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られる

よう、規程や運用の改善を行う。

イ 県教育委員会及び市町教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、教師等の服務監督を行う教育委員会の兼職兼業の方針等に基づき、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、教師等が兼職兼業で地域のスポーツ・文化芸術団体等の指導者として従事する労働時間等を把握・管理し、当該教師等の健康への配慮への留意など適宜、指導助言を行う。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される

体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的な確保に努める。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにすることも視野に入れ、地域との連携に努める。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して情報を提供する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、II 2 (2) ②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

①休養日

ア 平日も実施する場合

学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付けること。その際、休養日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養を設定する。

イ 休日のみ実施する場合

原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付けること。その際、休養日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

ウ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

②活動時間

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、休養日及び活動時間等を設定するにあたり、生徒が所属する学校等と活動計画の情報共有を図り、円滑な活動を

推進する。

ウ 地域や学校の実情を踏まえた休養日及び活動時間等の設定については、定期試験前後の一定期間等、地域スポーツ・文化芸術クラブ活動共通、学校全体、市町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられることから、学校と連絡・調整を図ること。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用する。

イ 県及び市町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 県教育委員会及び市町教育委員会は、地域クラブ活動を行う営利を目的とした民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるように改善に努める。

エ 県及び市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

オ 県、市町及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記2(2)②アの協議会等を通じて、前記イから

エまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ 前記アからオまでについて、県や市町の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、受益者負担の原則を踏まえ、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 県及び市町は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、国の制度等を踏まえながら、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

ウ 県及び市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運

営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、責任の所在等を明確にし、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、競技・分野特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②アで述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 県及び市町は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。県及び市町等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくものとする。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等に対し、学校部活動の地域移行の趣旨を丁寧に説明し、理解を得ることが重要である。

イ 平日における環境整備については、少子化の中でも生徒の持続可能なスポーツ・文化芸術活動を確保するために、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する必要がある。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日

から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 県及び市町は、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校部活動担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、地域指導者、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開するなど情報発信を行う。

イ 県は、指導者の状況をはじめ県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し提供するなど、広域的な調整や市町に対する助言・支援を行う。

ウ 県及び市町は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが必要である。地域の実情に応じて、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化コミッションやスポーツ推進委員、地域おこし協力隊等との連携も考えられる。

エ 県スポーツ協会及び郡市町体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行

う。

オ 県競技団体及び郡市町競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

カ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ① 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
- ② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設

や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

※ なお、直ちに前記①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方針を定めている。県及び市町は、段階的に地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくことが必要であり、後記3の推進計画の策定等により、休日の学校部活動を地域の実情に応じて、段階的に地域連携・地域移行を進める。その際、例えば、しま地区や半島地域をはじめ、市町によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととし、県は市町と連携を図り、適切な指導助言を行うものとする。

イ 県及び市町は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域スポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

ア 県及び市町は、前記 2 を踏まえ、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 県は、休日の学校部活動の段階的な地域移行等に関する実践研究・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町における取組の進捗状況を把握し、市町等に対して必要な指導助言、支援を行う。

IV 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされる必要がある。

一方、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、スポーツ障害の予防などの観点から、適切な休養日を確保することも重要であり、将来を担う生徒にとって、望ましい大会の在り方を整備していく必要がある。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会及び郡市町大会等において見直しを行う必要がある。

例えば、既に日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、その参加資格の拡大を着実に実施することとなっている。あわせて、県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）においても、令和5年度の「長崎県中学校総合体育大会」から、学校単位に加えて、地域スポーツクラブも参加ができるように決定している。県中体連主催の大会においては、今後の日本中体連の方針等を踏まえながら段階的に望ましい大会の在り方について検討していくとしている。

また、郡市町中体連においても、日本中体連及び県中体連の動向も踏まえながら、生徒が日頃親しんでいるスポーツの成果発表の場として、大会参加の機会の確保に努める。

イ 県及び市町は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いや参加登録の在り方について、随時、実態に応じた見直しを図り、生徒にとって望ましい大会とする。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

ア 県教育委員会及び市町教育委員会は、学校部活動における外部指導者の引率について、今後、国が示す事故等における管理責任や補償制度等の指針等を踏まえて検討していく。

イ 大会等の主催者は、県教育委員会及び市町教育委員会の外部指導者における大会引率の方針等を受け、生徒の安全確保等に留意しつつ、大会等の参加規定を見直す。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

- ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。
- イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- ウ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。
- エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。
- オ 大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば原則として空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少ないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 県大会をはじめとする大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 県中体連、県中文連及び郡市町中体連並びに、県・市町教育委員会は、前記Ⅱ 2（2）②アの協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、県教教育委員会が定めた「学校単位で参加する大会等の見直しについて」（平成31年1月23日付、30教体第405号及び令和元年9月11日付、31教文第565号）に則り、運動部が参加する大会数の上限の目安等を定めること。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県中体連及び郡市町中体連並びに県・市町教育委員会が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、生徒・保護者・指導者の負担や実情を踏まえ、適切な大会規模や日程等の在り方を検討する。また、原則、家庭の日（毎月第3日曜日）に大会等の開催を行わないように努めること。

カ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

キ スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

ク 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

■終わりに

- 学校部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動である。
- スポーツ活動においては、生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上にも結びつき、本県の競技力向上にもつながるものとする。
- 文化芸術活動においては、子どもたちが生涯にわたって文化芸術等の活動に親しむことを第一に目指し、望ましい生活習慣の確立の観点から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒のバランスのとれた生活や成長にも結びつき、本県の文化芸術等の活動の活性化にもつながるものとする。
- 少子化が進む中、今後の学校部活動については、学校単位だけで運営することが厳しくなっており、将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するためには、地域で子どもを育てる視点が重要になってくる。
- 本県においては、令和2年11月に「長崎県部活動の在り方に関する検討委員会」を設置し、今後の学校部活動の地域移行における現状や課題を分析・整理し、本県が目指す改革の方向性等について議論を重ねてきた。

- 市町や学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本方針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な地域移行の取組を進めることが望まれる。

- 県教育委員会においては、本方針について、着実な実施を図るとともに国の改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。